

用途廃止届

令和 年 月 日

関東地方整備局長 殿

住所
ふりがな
氏名

令和 年 月 日付け 第 号で許可を受けました

については、下記のとおり用途を廃止しますので、河川法第31条第1項の規定に基づき届けます。

記

1 河川の名称 利根川水系 川 岸

2 目的

3 場所

4 占用面積

5 占用期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

6 廃止年月日 令和 年 月 日

7 廃止の理由

許可を受けた行為の中止・廃止届

令和 年 月 日

関東地方整備局長 殿

届出人 住所
ふりがな
氏名

令和 年 月 日付け 第 号で許可を受けた行為を中止・廃止したので、許可条件に基づき、下記のとおりお届けします。

記

- 河川の名称 利根川水系 川 岸
- 目的及び内容
- 場 所
- 行為の期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日
- 中止・廃止年月日 令和 年 月 日
- 中止・廃止の理由

占 用 廃 止 届

令和 年 月 日

関東地方整備局長 殿

届出人 住所
ふりがな
氏名

令和 年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の占用を
廃止したので、許可条件に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 河川の名称 利根川水系 川 岸
- 許可を受けた目的
- 許可を受けた場所
- 占用期間 自:令和 年 月 日
至:令和 年 月 日
- 廃止の年月日 令和 年 月 日
- 廃止の理由

用 途 廃 止 届
(河 川 法 第 3 1 条 第 1 項)
許 可 を 受 け た 行 為 の 中 止 ・ 廃 止 届
(河 川 区 域 内 の 土 地 の 形 状 変 更 等 の 行 為 等)
占 用 廃 止 届
(河 川 区 域 内 の 土 地 の 占 用)

(届出対象)

- 用途廃止届
河川法に基づく許可を受けて設置した工作物の用途を廃止した場合
- 許可を受けた行為の中止・廃止届
例) 土地の形状変更等の許可を受けた行為を中止した場合等
- 土地の占用廃止届
河川区域内の土地を占用する必要性がなくなった場合

(注意事項)

(用途廃止届)

- 工作物の用途を廃止した場合には、原状回復を伴います。
- 原状回復にあたり、工作物の撤去に係る河川法の許可が必要となるので、撤去の申請が必要です。
- 用途廃止届を河川法の撤去申請と同時に行うことは支障ありません。

(中止・廃止届)

- 許可を受けた行為の中止・廃止届には、原状回復を伴う場合があります。
- 原状回復にあたり河川法の許可が必要な場合には、申請して下さい。

(占用廃止届)

- 原状回復すべき工作物等があった場合には、原状回復の確認後に届出して下さい。

例) 土地の占用を受け、工作物を設置している場合の手続きは以下のとおり。

- 1) 河川法第31条第1項の「用途廃止届」の提出

- 2) 河川法第26条第1項に基づく「工作物の撤去申請」（橋梁、樋管等は、その撤去範囲を事務所と協議）
- 3) 「許可」（工事実施）
- 4) 工事完了に伴う「完成検査申請」
- 5) 「完成検査」の実施（原状回復確認）
- 6) 「占用廃止届」の提出

（添付図書）

- 位置図（縮尺1／50，000程度を使用し、届出箇所を赤色で表示）
- 平面図（申請時に使用していた、縮尺1／2，500、1／300～1／600程度のもの）
- 許可書写し
- 現況写真